

ついで小浜病院を含め加入市町村において検討したいと考えている。

また、時期についてはそれぞれの自治体保健福祉計画に位置付けしており、平成11年度を期限としている。

交通体系

Q ①近畿自動車道敦賀線用地買収、開発インターの調査・研究はどの程度まで進んでいるか。

②リゾートライン計画の資金調達問題について、どうするか。

③多賀・竹原・松ヶ崎線について、竹原橋から水取の間また、取付けについてどこまですすんでいるか。

④国道162号線の雲浜保育園前の交通量が増えてきており危険であるので、国、県へ働きかけて地下道、陸橋ができないか。

A ①近畿自動車道敦賀線度末に地元と設計協議に入り、まとまり次第用地買収にかかる。市としても早期供用に向け積極的に運動していきたい。開発インターについても県との連携のもと、建設省、

道路公園に意向を伝えており、設置の方向で協議を重ねていきたい。

②リゾートライン計画について、建設資金については事業化可能性調査の報告書を土台に検討していく。

③多賀・竹原・松ヶ崎線については、仮称水取大橋橋梁整備事業で平成13年度完成を目標に県において調査設計、取付け道路の用地交渉を進めていただいている。

④雲浜保育園前は、交通量も多く混雑しているのが現状である。今後は、安全を第一に考え交通量の推移を見ながら県に強く要望していく。

週休2日制

Q 週休2日制が平成7年度から月2回、第2、第4土曜日が休校となる。

現在モデル校を指定し運用実施されているが、現状に問題はないか。またよかつた点はどういう点か。

A 平成4年度から2年有余にわたり研究してきた結果として、限られた時間を有効に活用できた、保護者・地域の理解を得られた。子供に自主性・社会性が育つ

てきたこと、また今後、とりわけ、家庭と地域との連帯、休業土曜日の過ごし方については、さらに十分配慮すべきであるという報告を受けている。

学校5日制のねらいは、自由な時間を多くして遊び、自然との触れ合い、家族・地域の人々との活動を通じて望ましい人間形成を図る機会を多く持つこと、そして子供たち一人一人が主体的に行動でき、心豊かでたくましく育つことができるようになることです。これを実現するために学校・家庭・地域が一体となつて推進しなければならぬ。

小浜小改築

Q 小浜小学校改築問題について、本市の第3次総合計画において、文部省基準に満たない小浜小学校の校地、校舎など施設の整備拡充を図る旨提起してあるが、今日までの取組みの経過と今後の対応について伺います。

A 小浜小学校改築に当たって大きな問題は、改築場所すなわち校地の選定である。現在地か他に校地を求めるか地元においても論議の

中心となつているが、意見がいまだに集約されていないようである。

市においても1月に企画課、財政課、水産林務課、教育委員会によつて、助役を座長とする小浜小学校改築に関する研究会を設け既に会議を持つたところである。

これからも地元の皆様と協議しながら、この研究会を中心に改築に向けて具体的に諸課題の解決に向けて取り組み、早期改築に一層努力していきたい。

高齢者住宅

Q 高齢者福祉住宅の建設について、今、世の中全部が高齢者福祉という目標を掲げて長寿社会への対応を始めている。そこで、老朽化の著しい観海寮と、毎年と言つていいほどの建設事業がある市営住宅の政策に福祉部分の併合として高齢者住宅の合築ができないか。

A 小浜市高齢者保健福祉計画では、観海寮の改築とあわせて高齢者専用住宅の建設を検討している。

また、現在策定中の小浜市市営住宅再生マスタープラン

の中で、高齢者世帯増加の予想もしながら検討している。観海寮に隣接する山手団地の建替えについては住宅と老人ホームの周辺環境が一体化した施設としてより高度な高齢者対応住宅としてその効果が発揮できないかどうかについても検討している。

他の市営住宅についても、同委員会では1階部分に高齢者対応の住宅を充て、戸数の確保と構造内容についても検討している。

企業支援

Q 長きにわたる不況と円高、それに追い討ちをかける形となつた阪神大震災の影響が本市の観光や他の産業へも大きく及び、今、中小零細企業は大変な窮地に追い込まれている。

行政としてどの程度まで把握しているのか。また、それらに対する指導・援助策はどうなっているのか。

A 市の対応として、中小零細企業の経営指導、情報収集等を行うため商工会議所に設けられた「中小企業相談所」の専門職員がその業務に当たり、また経営者と密

着した経営指導に当たる経営指導職員4名が業務している。これらの事業を支援、援助するため小規模企業指導事業補助金95万円を予算計上し側面からの支援体制を図っている。

また、零細企業の把握については、確かな数値というものはなかなかつかめないのが実態である。しかし、商工会議所と十分連携をとりながら情報の収集に向けて努力していきたい。

原子力防災

Q 大地震による原発事故が起きたときの原子力防災について、地域防災計画の中では、放射能漏れ時には屋内退避が原則となっているが、地震の時は屋外退避が主であり、矛盾すると思う。計画を見直すつもりがあるか。

また、沃素剤の配布は交通麻痺の中どうするか。

A 原子力防災に限らず、あらゆる災害に対して、道路の確保が不可欠の要件となり、本市の地域防災計画見直しの過程で検討課題の一つになっている。

県においても向こう1年で

地域防災計画の見直しを図る方針を示されていることから、県との連携を密にし本市の実情に即した輸送ルート等の確保計画を策定していきたい。

地震についての避難は、まず放射能の遮へい効果を考え屋内に避難し、あとは災害の大きさにより判断すべきものと受けとめている。

沃素剤の配布については、県が平成8年度から防災ヘリコプターを購入するので、おそらく地上から住民への配布が検討されると思う。

沃素剤の管理、配布は県の責任においてなされるというふうに役割分担がはつきりしている。

母と子の家

Q 平成7年度市政基本施策の中の第2のテーマでありまず健康で生きがいに満ちた福祉社会の実現の中の児童福祉対策として心身障害児の健全育成を図るための施設母と子の家をより一層充実するため、国の制度事業に切り替え、広域施設として衣替えを図りたいとあるが、具体的な内容についてお伺いする。

A

母と子の家は、小規模通園施設として心身に障害のある就学前のお子様を母子通園の方法で保育を行い、障害児の健全な育成と助長を図ることを目的としている。

母と子の家も年々入所者が増加し、他の町村からの入所者も増加している。この施設をより一層充実した内容とすべく国の制度事業に切り替えあわせて広域化を図りたいと考えている。実現に向け近隣町村との事務レベルでの協議を重ねている。

また、内容の充実を図るため保母の増員や専門的指導訓練を充実させるために理学療法士や言語療法士などの派遣についても検討している。

フロン対策

Q オゾン層を破壊しているフロン対策について、地球の生命を太陽の有害な紫外線から守ってくれるオゾン層の重大性は既に認知され、この野放し状態を深刻に受け止められ、先進地の実態、対応策を研究されたと思いますが、その後の情勢についてお伺いする。

A

フロン対策については、オゾン層保護を進め、紫外線による健康被害を防ぐため必要な施策と考えている。

県において、事業者を対象としたフロン回収に関する啓発を図るとともに、フロン対策検討委員会を設置し、回収に向けての考え方や実施すべき施策などについて、検討が進められている。

本市においても、大切な課題として取り組む考えであるが、7年度にフロン回収装置購入を予定している敦賀市の状況の内容などを十分に勉強させていただき、具体的な取り組みについて検討したいと考えている。

JR小浜線

Q JR小浜線の利便性向上と鯉川地係の新駅設置について、朝夕の利用頻度の高い時間帯については、いまま少し増便できないか。また北陸本線等との接続時間の改善を望む声があり、市としてJRに対し改善を求めていく考えがあるか。

また、小浜ベイエリア複合開発構想の起爆剤とするため

A

にも鯉川地係に新駅設置が必要と考えるが今後の取組みについてお伺いする。

小浜線のダイヤ増便については、以前から県を通じ要望してきましたが現行の小浜駅の乗降客数等からは増便は難しいとの回答をいただいている。今後は、北陸本線をはじめ山陰本線等との接続時間の改善をはじめダイヤの増便や車両の近代化などの利便性の向上を求めていきたい。

鯉川における新駅設置については、昭和61年ごろ数回にわたり要望していたが、採算性の問題や維持管理経費の問題などで新駅設置については厳しい状況であった。

しかしその後の近畿自動車道敦賀線の進展とか、小浜ベイエリア構想、さらにリゾートライン構想などのプロジェクトの受入施設整備の面から新駅設置については新たな局面を迎えている。

県はじめ嶺南広域圏を通じJR西日本へ要望を行っていますが、今後大飯町の養浜事業の展開ともあわせて、新たな発想のもとで設置の可能性を調査していきたい。

議 決

定住外国人の地方選挙への 参政権に関する決議

日本国憲法では法のものとの平等をうたっており、国際人権規約などでは内外人すべての平等を定めている。

また、人権の保障は世界の平和と安全に繋がるものであり、全人類の願いでもある。

定住外国人については、今日まで社会福祉制度を含むいくつかの分野において門戸が開かれるなど待遇も徐々に改善されている。

しかし、地域社会の構成員として納税義務等を果たしているにもかかわらず、選挙への参政権につ

いては日本国民と同等になつていないのが現状である。
よつて、本市議会は定住外国人に対する地方選挙への参政権の付与について早期に実現されるよう決議する。

平成七年三月二十二日

小 浜 市 議 会

敬老自治体宣言に 関する決議

敬老自治体宣言に
関する決議

わが国は今や世界においても長寿国の一員となり、今後いよいよ高齢化社会が急ピッチで進むもの

と考えられる。

現在、70歳以上の高齢者の方々は、戦前・戦後の長きにわたり我が国の発展に大きく貢献されてきたところであり、これら高齢者に対し感謝するとともに、高齢者が敬愛され、健康に生活し、今後とも地域社会発展のため大いに活躍されることを期待し、市民全員が一体となり、だれもが安心できる敬老自治体の創造に努力することを宣言する。

以上決議する。

平成七年三月二十二日

小 浜 市 議 会

書 見 意

核兵器全面禁止・廃絶国際 条約の締結を求める意見書

今年には広島、長崎への原爆投下から半世紀にあたる年であるが、世界には今なお数多くの核兵器が保有されている。

一方で、今も続く原爆と核実験による被害の実情を見ると、核兵器の使用が人類の滅亡に繋がる恐れのあることを示しており、核兵器の全面禁止及び廃絶の国際条約の実現は、世界平和にとつて緊急の課題である。

よつて、政府におかれては、唯一の被爆国として、核兵器の使用、実験、開発、貯蔵等を禁止する「核兵器全面禁止・廃絶国際条約」を一日も早く締結されるよう、国連をはじめ全世界に積極的働き

かけをされるよう強く要望する。
以上地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成七年三月二十二日

小 浜 市 議 会

戦後補償問題に 関する意見書

戦後補償問題に
関する意見書

今年には戦後50年の節目にあたる年であり、我が国は、戦後の困難に際し、国民全体が一丸となつて克服し、いまや国際社会においてゆるぎない地位を占めるまでに発展をした。

因する広島及び長崎の被爆問題、あるいはシベリア抑留など多くの問題についてはいづれも未解決となっている。

これら戦後の補償問題の解決は、21世紀に向けて世界平和を願う我が国にとつて、国際的信用と国内政治の安定のためにも重要な課題である。

よつて、政府におかれては、戦後の補償問題について抜本的な対策を速やかに講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成七年三月二十二日

小 浜 市 議 会

第12期・市議会議員 晴れの当選者

届出順・敬称略

四月二十三日小浜市議会議員選挙が行われた。新しく(第十二期)選出された方々は次のとおり。

四月二十三日までの四年間。なお、今回選出された方々の任期は、平成七年五月一日から平成十一年四月三十日までの四年間。

- 岡尾正雄 (金屋)
- 水尾源二 (湯岡)
- 木橋正昭 (西勢)
- 松尾剛 (竹長)
- 野村定彦 (酒井)
- 浜岸利一 (田鳥)
- 山口貞夫 (神田)
- 山本益弘 (生守)
- 河端勝次 (湊)
- 深谷嘉勝 (上野)
- 新谷高司 (中井)
- 川畑潤子 (白鬚)
- 中野健一郎 (谷田部)
- 石橋和彦 (谷田部)
- 宮川建一 (栗田)
- 福本晃 (飯盛)
- 岡泰宏 (鹿島)
- 岡明男 (西勢)
- 山崎勝義 (平野)
- 杓子明 (小松原)
- 岡本治 (千種二丁目)
- 村上一司 (深谷)
- 山藤貞雄 (遠敷)
- 石野保 (福谷)